

函館市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 5 月 1 9 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 5 0 号

函館市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

函館市駐車場条例施行規則（昭和 4 5 年函館市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 1 2 条の 2 関係）

区 分	種 類	発 行 額
函館市若松町駐車場	1 5 0 円券 1 1 枚つづり	1, 5 0 0 円
	3 0 0 円券 1 1 枚つづり	3, 0 0 0 円
	7 0 0 円券 1 1 枚つづり	7, 0 0 0 円
函館市函館山山麓 観光駐車場	5 0 円券 1 1 枚つづり	5 0 0 円
	1 0 0 円券 1 1 枚つづり	1, 0 0 0 円

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の函館市駐車場条例施行規則の規定により発行された函館市若松町駐車場または函館市函館山山麓観光駐車場の回数券は、その券面に表示された金額で、それぞれ当該駐車場の駐車料金の納付に使用することができる。